

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 4 日
令 和 2 年 5 月 29 日 (最終改訂)

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」
及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について

令和2年2月27日付「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて(事務連絡)」を发出したところですが、問い合わせの多かった質問についてFAQにとりまとめました。

各都道府県におかれては、内容についてご了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

なお、本FAQでお示ししている内容は現時点のものであり、変更がある場合には、改めてご連絡します。

【FAQ 照会先】

内閣府 子ども・子育て本部
参事官(子ども・子育て支援担当)付